

東香里小学校区コミュニティ協議会 会則

第1章 総則

名称

第1条 本会は、東香里小学校区コミュニティ協議会と称する。

委員及び事務所

第2条 本会は、東香里小学校区内の各種団体等をもって組織し、事務所を東香里小学校に置く。

第2章 目的及び事業

目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、東香里小学校区内各種団体の連絡を密にし、地域コミュニティ作りを進め住民自治を確立することに資する。

事業

第4条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 自治活動の発展に資するための活動をする。
- 2 相互扶助並びに福祉にかかわること。
- 3 その他、本会の運営に必要な事項。

第3章 役員

役員の名称及び定数

第5条 本会に、次に定める役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 会計 1名
- 4 書記 1名
- 5 幹事 若干名
- 6 必要に応じ、顧問、相談役を置くことができる。

役員を選出

第6条 役員は次により選出する

- 1 会長は、役員の間選または推薦により選出する。
- 2 副会長及び書記及び会計は、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、各自治会長、校区福祉委員会、民生委員、児童委員、老人会、青少年を守る会、青少年育成指導員、子供会及び諸団体より選出、会長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役は必要に応じて会長が委嘱する。

役員任期

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

役員職務

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を総括し代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は本会の活動に関する事項の記録並びに書類作成等の事務を行う。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 幹事は本会の運営を審議決定する。

第4章 会計監査

第9条 会計監査は、自治会長経験者及び民生委員・児童委員から各1名選出、会長が委嘱する。

2 任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 任務

会計監査は、会計事務を監査する。

第5章 会議

総会

第11条 定期総会は、毎年1回開催するものとする。

2 総会は、委員の3分の1の出席で成立する。やむをえない理由のため出席できない委員は、委任状を会長に提出してこれに代えることができる。

3 臨時総会は、必要に応じ会長が招集する。

4 総会において行う協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要と認められた事項

役員会

第12条 本会の運営並びに事業は、役員会において決める。

決定

第13条 総会において可否を決するときは、出席者の過半数の同意を得るものとする。

ただし、可否同数のときは、議長が決定する。

第5章 運営費及び会計年度

運営費

第14条 本会の運営に必要な経費は、枚方市よりの補助金その他をもってこれに充てる。

会計年度

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日で始まり翌年3月31日までとする。

附則 この会則は、平成23年4月16日より施行する。

附則 この会則は、平成24年4月21日より施行する。

附則 この会則は、平成31年4月20日より施行する

附則 この会則は 令和 5年4月15日より施行する